

令和6年

第2回市議会定例会 意見書案第7号

次期戦闘機の日本からの第三国移転を行わないことを求める

意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年6月10日提出

函館市議会議長 吉田 崇仁 様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

次期戦闘機の日本からの第三国移転を行わないことを求める意見書

政府は3月26日、日本・イギリス・イタリアが共同開発・生産する次期戦闘機の日本から第三国への輸出を可能にする閣議決定を行いました。

日本は「武器輸出三原則」を掲げ、1976年の三木内閣において「国際紛争を助長しない」との理念にもとづき、事実上武器輸出を全面禁止し、1981年には衆参両院本会議において厳格な運用を求める決議を全会一致で可決してきました。

しかし、2014年の安倍内閣によって「武器輸出三原則」は廃止され、「防衛装備移転三原則」として、武器輸出の原則解禁へと転換されました。その後、岸田内閣は2023年12月に、「ライセンス生産」した殺傷兵器の輸出解禁、今年3月には共同開発した戦闘機の輸出を共同開発国や「防衛装備品・技術移転協定」を締結している国々にも認めることを閣議決定しました。

政府は①次期戦闘機に限定②防衛装備移転協定等の締約国に限定③現に戦闘が行われていると判断される国に輸出しない、などの「歯止め」を盛り込んだとしますが、いずれも国会に諮ることなく政府の判断で変更可能なものに過ぎません。

次期戦闘機が殺傷兵器の最たるものであることは、言うまでもありません。政府は第三国への輸出によって販路が拡大し、コストを安くできるとしています。しかし、日本が開発・生産に係わる次期戦闘機が市民の命を奪い、戦争に加わることは、日本国憲法の平和主義に反するものです。

よって、政府並びに国会は、次期戦闘機の日本からの第三国移転を行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年6月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁